

放送大学指定様式 3 ～ 5 について

様式の詳細は以下となります。出身校に様式の作成を依頼する際に、様式と合わせて本用紙を証明書発行担当者様にお渡しください。

(出願者様へのご案内)

1. 様式の提出が必要な方

2・3年次編入学、1年次既修得単位認定を申請する方のうち、以下の方となります。

- 専修学校専門課程（専門学校）を修了した方、修了見込みの方（様式 3）
- 高等学校等専攻科を修了した方、修了見込みの方（様式 4）
- 日本の大学・短期大学・高等専門学校を退学した方、退学見込みの方（様式 5）

2. 注意点

- 本学指定様式を使用せず、出身校等の発行する証明書のみの提出は不可。
- ご自身での作成不可。
- 証明内容に間違いや記入漏れがないかご確認ください。（厳封は不要）
- 本学指定様式は、出願者様が本学にご提出ください。（出身校等から本学へ直接送付は不可）

(証明書発行担当者様へのご案内)

1. 各様式の説明

＜様式 3＞

- 専修学校制度創設（1976（昭和 51）年 1 月）前の修了者は、専修学校専門課程修了者でないため、証明書を発行できない旨を請求者へご説明ください。
- 本証明書の請求者が修了した以降に専修学校専門課程としての認可を受けた等の場合は、専修学校専門課程修了者でないため、証明書を発行できない旨を請求者へご説明ください。

＜様式 4＞

- 学校教育法第 58 条の 2 に基づき大学に編入学することができる専攻科の課程を修了したことの証明となります。
- 請求者が修了した専攻科の課程が基準を満たさない場合は、証明書を発行できない旨を請求者へご説明ください。
- 高等学校（本科）の卒業を証明するためには使用できません。

＜様式 5＞

- 学校教育法第 1 条で定められた大学でない場合、または、学校教育法第 1 条で定められた高等専門学校でない場合は、本様式を使用できません。

2. 様式作成にあたっての注意点

- 様式の全項目について記載してください。
- 証明権者印（学校長職印など）の押印が必要です。

3. 様式作成についてよくあるご質問例

Q1. 請求者から在学時とは異なる氏名での作成を依頼された場合はどうすればよいですか？

A1. 在籍当時の氏名で発行いただいて問題ございません。

証明書の氏名が現在と異なる場合は、請求者が別途書類を用意することとなっています。

Q2. 公印は学校長のものである必要がありますか？

A2. 普段、証明書を作成する際に使用されているお名前や印鑑であれば学校長であることは問いません。

Q3. 作成した証明書は厳封する必要がありますか？

A3. 証明書は請求者が内容を確認したうえで、本学へ提出することになっていますので、厳封は必須ではありません。貴校の発行ルールに基づいて発行してください。

Q4. 様式に該当する項目がない（卒業ではなく修了等）場合はどうすればよいですか？

A4. 印字された項目を二重線で消して訂正し、正しい項目をご記入ください。（訂正印は不要です）

例：卒業→修了、除籍→離籍/在学期間満了 学科→コース

Q5. 書き損じた場合はどうすればよいですか？

A5. 訂正印で訂正いただくか、本学ウェブサイトにも様式のデータがありますので、こちらをダウンロードしてください。

放送大学ウェブサイト＞ 入学案内＞ 大学（教養学部教養学科）＞ 編入学・既修得単位の認定について

Q6. 学校名が変更となっている、証明書発行業務を委託されている場合はどうすればよいですか？

A6. 学校名には、在籍当時の学校名を記入してください。

そのうえで、証明書下部の余白に学校名が異なることを補記してください。

4. 発行担当者様から本学へのお問い合わせ

担 当 ： 放送大学学園学務部学生課入学・履修係

電 話 ： 043-276-5111（総合受付）

月～金： 9 時 15 分～17 時 30 分

日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3 を除く）

メール： shugaku-ka@ouj.ac.jp

※メールのご返信には数日かかる場合があります。

正確にご案内するために、ご質問内容によってはお電話でお問合せいただいた場合でも、メールでのご連絡をお願いする場合もございます。

なお、証明書の受付可否など個別のご質問は、選考に関わる内容のため、お答えいたしかねます。